

一般社団法人全国交通信号工事技術普及協会 謝金支給規程

(令和3年理事会規程第21号)

(目的)

第1条 この規程は、本会定款第3条の事業を行う場合に委員、講師等に支払う謝金に関して必要な事項を定める。

(支払対象者)

第2条 謝金の支払対象者は、本会の事務局職員以外の者とし、原則として本人に直接支払うものとする。ただし、謝金の辞退の申し出があった場合は、支給しない。

(謝金の種類)

第3条 謝金の種類は、次のとおりとする。

- (1) 会議、委員会等に出席に伴う謝金
- (2) 講演及び講習に伴う謝金
- (3) 機関紙、教本等の原稿執筆に伴う謝金
- (4) 技能検定試験問題の作成及び採点に伴う謝金
- (5) 調査研究等の作業に伴う謝金
- (6) その他の謝金

(謝金の額)

第4条 謝金の額は、別表に定める額を基準とする。

なお、事業等を実施する上で特別な事情がある場合には、基準の範囲内で金額を調整することができる。

(領収書の徴取)

第5条 謝金を支払った場合には、本会は謝金の支払先から所定の領収書を徴取しなければならない。

なお、銀行振込による支払いの場合はこの限りでない。

(所得税の源泉徴収及び納税)

第6条 謝金の支払に際しては、本会は、法令の定めるところにより、所得税の源泉徴収及び納税を行うものとする。

(補則)

第7条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この規程は、令和3年5月14日から施行する。

| 別表(謝金支給規程第4条) | | | |
|---------------|---------------|--------|-----------|
| 謝金の額の基準 | | | |
| | | | 令和3年5月14日 |
| 対象者 | 基準額 (単価:円) | 支給単価 | 備考 |
| 委員会・会議 出席者 | 大学教授級 | 20,000 | 1回当たり |
| | 准教授級 | 16,000 | 1回当たり |
| | 非会員 | 5,000 | 1回当たり |
| 講演・講習講師 | 大学教授級 | 20,000 | 1時間当たり |
| | 准教授級 | 16,000 | 1時間当たり |
| | 非会員 | 12,000 | 1時間当たり |
| | 会 員 | 8,000 | 1時間当たり |
| 試験問題作成者 | 会 員 | 300 | 1問当たり |
| | 非会員 | 600 | 1問当たり |
| 試験問題採点者 | 会 員 | 100 | 1問当たり |
| | 非会員 | 200 | 1問当たり |
| 試験立会者 | | 7,000 | 1日当たり |
| 原稿執筆者 | 会 員 | 2,000 | 1,000字当たり |
| | 非会員 | 4,000 | 1,000字当たり |

原則、会員には謝金の支払いはないが、特別な場合のみ非会員の基準額を適用する。

- 講演・講習原稿の作成を含む。
- 講演・講習原稿の作成を含まない場合は、基準額の50%とする。
- 同一内容の講習を複数回実施する場合は、2回目以降は基準額の50%とする。

新規問題にのみ適用する。

記述式試験問題にのみ適用する。

試験実施当日の協力者にも適用する。

▪ 新規原稿にのみ適用する。

▪ 講演・講習原稿、本会出版図書の前稿、eラーニング教材等の原稿を含む。